

令和 8 年 8 月

税理士派遣を申し込まれる団体各位

南九州税理士会
会長 稲岡 政 弘



協議派遣事業におきましては、税理士会の税務支援の趣旨をご理解のうえ、小規模納税者の適正な申告指導にご協力いただいていることに対しまして、感謝申し上げます。

本年度の協議派遣事業におきましても特に下記の５点に関しては、傘下団体へ周知いただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

記

1 高額所得者の指導について

税務支援の対象者は、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が 300 万円以下で、消費税の課税事業者である場合は基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者と本会細則で規定しております。なお、商工会は、日本税理士会連合会及び全国商工会連合会による「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」において、原則として前年分の所得金額（特典控除前）400 万円以下の事業者を対象としております。

高額所得者につきましては、税務支援の趣旨に鑑み、自書申告または税理士関与への移行の指導をお願いいたします。

また、高額所得者の指導の際は、非税理士行為が生じることがないように税理士会支部との連携を十分図られますよう併せてお願いいたします。

2 派遣期間及び派遣税理士の選定について

本会では、協議派遣事業において同一の対象者に対する税務支援の期間は 2 年を超えることができないとし、派遣税理士等の同一の団体に対する派遣期間は原則として 2 年としていますので、2 年での交代にご理解いただきますようお願いいたします。

3 税理士の派遣について

協議派遣事業については、原則同一地区の支部に所属する税理士を派遣することにしておりますので、ご理解ください。

ただし、一定の理由により絶対数の確保が困難である場合には、「支部間応援制度」を利用できることとしておりますので、区域の支部長へご相談くださいますようお願いいたします。

4 報酬額について

報酬額は、税抜き価格で表示し、税抜き報酬額と消費税額を併記してください。

また、業務内容の複雑化、社会情勢等を考慮した適正金額への見直しをお願いいたします。

5 フリーランス新法の遵守について

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）」においては、フリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」及び「就業環境の整備」の観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為が規定されています。同法の考え方では、士業であっても従業員を使用しない者はフリーランスに該当すると示されており、税理士も該当する旨、国税庁より日税連を通じて通達がっております。

また、同法において従事条件の明示や期日における報酬支払義務等が定められていることから、令和 8 年度より「税務支援について－協議派遣事業編－」の内容を一部改訂しておりますので、税理士派遣を申し込まれる団体各位におかれましては、個別契約書への記載事項や報酬の支払い時期等につきまして、ご確認・ご対応いただきますようお願いいたします。